

沿岸広域振興局長告示第27号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者が指定一般相談支援事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年4月5日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0331100024	相談支援釜石事業所	釜石市定内町一丁目8番10号	令和6年3月31日